



NEWS RELEASE

平成 20 年 12 月 25 日

報道関係者各位

調査対策委員会

報告書（要約）

伊藤ハム株式会社の囑託を受け、東京工場で使用していた地下水に関する問題について調査対策委員会が行った調査の結果の概要を報告いたします。

第 1 当委員会の概要

既に報告しておりますとおりです。

第 2 判明した事実

主要な事実関係は既に報告しておりますとおりです。

第 3 シアン化物イオン及び塩化シアンが検出された原因の分析

12 月 5 日に、経過報告として、その時点までの「水の問題」についての原因分析の結果をご報告しておりますが、当委員会では、その後も再現実験等をおこなっております。

第 4 事後対応における問題点の分析

本件における、もう一つの問題である「体制の問題」について、ここで簡潔にお話させていただきます。ここでいう「体制の問題」というのは、本件における伊藤ハムの事後対応に関するものです。

この点について、当委員会において問題点の分析をいたしましたところ、以下のような問題点があったものと考えました。

まず、「社内での情報共有・報告が遅れたこと」つまり、伊藤ハム東京工場において、水道法の基準値を超えるシアン化物イオン及び塩化シアンが検出されたことを認識してから、社長にかかる点についての報告がなされるまで、およそ 1 ヶ月を要したことは、事後対応として不適切であったと考えられます。

次に「井戸の使用停止・製品の出荷停止等の措置が採られなかったこと」つまり、法令違反の可能性を認識した時点で、速やかに、製品の出荷を停止するとともに、回収の必要性を検討すべきでした。また、水道法違反の可能性のある井戸水を使用した製品がそれ以上製造されることのないよう、井戸の使用停止措置も速やかに採られるべきでした。本件において、これらの措置が採られなかったことは、不適切な事後対応であったと考えられます。

この問題点があった主要な原因としては、「社内規程・マニュアルの不備」つまり、本来報告すべき相手に対して報告ができない場合にはその上席の者に対して報告すべきことは基本的ルールであります。このような基本的ルールが東京工場のマニュアルとして明確に示されていないことがまずあげられます。

また、「コンプライアンス意識の不十分さ」つまり、従業員の一部につき、コンプライアンス意識が必ずしも十分ではない面が認められたものであり、社内におけるコンプライアンス意識の醸成が必ずしも十分ではなかったことも指摘できます。

また、「法令に対する理解の不十分さ」つまり、水について基準値をわずかに超える事実を認識しながらも、法令の基準に抵触していない可能性があると考えた場面など、伊藤ハム関係者の法令に対する理解が不十分であったことがあげられます。

さらに「安易な自己判断」つまり、東京工場関係者が自らの判断で、本件は重大な問題ではない、報告する必要はない、などと整理をしてしまったこともあげられます。

当委員会は、上記に掲げた問題点及びその原因分析を踏まえた各種改善策の提言を行ってまいりましたが、伊藤ハムは、かかる提言を受けて、12月5日までに、

- (1) 報告・情報共有体制の明確化
- (2) 井戸の使用停止、製品の出荷停止の基準等の明確化
- (3) 業務内容の記録化

以上3点の具体的改善策を講じました。

当委員会は、本件類似の事案が生じた場合に、これらの規定が正しく実行されれば、各々の目的は図られるものと評価できると判断しましたことから、12月5日に東京工場における試験稼働を開始することを了承いたしました。

第5 その後の東京工場の試験稼働における、水の管理体制及び危機管理体制の実効性に係る検証結果

伊藤ハムは、東京工場の試験稼働開始の了承を受けて、その後、東京工場において、「水の安全性」の検証と「水質の管理体制及び報告連絡体制」の定着を目的とした、製品の出荷を伴わない試験稼働を実施してまいりました。

当委員会は、CSR本部品質保証部社内生産監査課に指示し、同課をして、「水の安全性」の検証と「水質の管理体制及び報告連絡体制」の定着の監査をせしめ、その結果報告を受けました。

当委員会は、かかる結果報告を精査することにより、東京工場の試験稼働における水の管理体制及び危機管理体制の実効性について検証した結果、「水の安全性についての検証結果」、「水の管理体制の定着状況」、「報告連絡体制の定着状況」の面から、上記体制の実効性に問題ないことを確認いたしました。

第6 東京工場の試験稼働を踏まえた本稼働に向けた当委員会の提言

一般の東京工場の試験稼働の結果を踏まえて、当委員会として、本稼働に向けて、あらためて、次のような提言を行ないました。

水の問題については、

- (1) 水質の常時監視体制システムとして、シアン自動測定システムの導入を検討すること、(2) 次亜塩素酸ナトリウムの管理状況について、保管温度及び貯留用タンク容量を改善すること
- (3) る過材を定期的に交換すること
- (4) 水道水を使用するにあたって、受水槽の管理に注意を払うこと
- (5) 井戸水の使用を検討するにあたっては、水質監視や水処理施設の運転管理を着実にを行い、水の品質について適切なデータを重ねた上で検討すること

の5点。

体制の問題については、

- (1) 危機管理体制に対する理解が維持できているかどうか、実践できているかどうかなどについて、今後も継続してモニタリングを実施し確認してゆくこと
- (2) 従業員は何か異常・疑問が生じた場合には、直ちに相談・報告をすること、あるいは担当者、工場、部署レベルでの安易な判断がなされないよう、適切な情報共有も行なわれる必要がある。本件を契機に、より緊密に連絡を取り合うための連携体制を作ること
- (3) 従業員に法令に対する正しい認識をもたせ、健全なコンプライアンス意識を醸成させるため、今後も法令・コンプライアンス教育を継続して行なっていくこと
- (4) 業務の中で疑問点が生じた場合には問題の共有化ができるように周囲とのコミュニケーションの充実を図り、情報を報告しやすい風土を作ること
- (5) 経営陣から全社に対してコンプライアンスの重要性に関するメッセージを発し、経営陣の姿勢を明確に打ち出すこと、及びコンプライアンス遵守の姿勢が人事評価に反映させる仕組みを構築することを検討する

ことの5点。 計10点であります。

第7 おわりに

本件における当委員会の調査結果及び提言は以上のとおりであります。当委員会は今後も、伊藤ハムが、当委員会が提言する改善策を速やかに検討・実行し、二度と本件のような事態を再発させないことを強く要望いたします。当委員会は、今後も改善策が実施され、十分に定着したと認められるまで監督を継続する予定であります。

なお、当委員会は、伊藤ハムより、本件を契機として、自主的に全社的な社内体制の見直しに取り掛かっているとの報告を同社より受けています。このような取り組みは大いに歓迎されるべきものであり、当委員会としても、かかる見直しが速やかに実現されることを希望いたします。